

青木村地域公共交通計画の概要

1. 経緯

令和3年3月25日作成

令和3年3月31日公表

令和6年2月13日改定

令和7年9月19日改定

令和8年6月18日改定

2. 青木村地域公共交通計画の区域

青木村全域

3. 青木村地域公共交通計画に関する基本方針

- ・民間事業者と行政の適切な役割分担
- ・多様な利用ニーズへの対応と新規ニーズの掘り起こし
- ・効果的かつ効率的で持続可能な公共交通サービスの提供

4. 青木村地域公共交通計画の目標

「多様な主体の連携で誰もが公共交通サービスを持続的に享受できる村」

5. 事業の概要及び事業の実施主体

- ・千曲バス青木線運賃低減事業（実施主体：青木村（上田市と連携））
- ・収支改善・利用促進支援事業（実施主体：千曲バス、ヤマト運輸株式会社、青木村）
- ・利便増進事業（実施主体：青木村（上田市と連携）、千曲バス）
- ・村営バスサービス事業（地域公共交通確保維持改善事業）（実施主体：青木村）

6. 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項

- ・千曲バス（青木線）の年間利用者数に対する年間公的資金投入額
- ・村営バス（定時路線）の1便あたりの年間利用者数
- ・村営バス（デマンド）の1日あたりの平均乗車数
- ・村営バス（定時路線、デマンド）の収支率

7. 計画期間

令和3年4月～令和12年9月

8. 法第6条に定める協議会の有無

有（設立年月日：平成20年1月16日、名称：青木村地域公共交通会議、構成員：別添）

9. 法第5条第10項に定められている関係者との協議

青木村地域公共交通会議にて協議を図り、令和8年6月18日に青木村地域公共交通計画の変更について承認

10. 法第5条第7項に定められている利用者の意見の反映

- ① 村民を対象に公共交通に関するアンケート調査を令和8年2月に実施し、公共交通の利用実態の把握に努めた。
- ② デマンドバスの利用者及び運転手にヒアリングを実施。
- ③ パブリックコメントを令和3年2月8日から2月26日まで実施。
- ④ 青木村地域公共交通会議に以下の団体からメンバーが参画し、協議を実施。
 - ・村区長会長
 - ・村高齢者クラブ連合会長
 - ・村民生児童委員協議会長
 - ・村女性団体連絡会長
 - ・村議会総務建設産業委員長、及び副委員長

11. その他

- ・法第7条による提案の有無：無

(別添)

協議会メンバーの構成員	
① 住民又は利用者の代表	村区長会長、村高齢者クラブ連合会長、村民生児童委員協議会長 村女性団体連絡会長、村議会総務建設産業委員長 村議会総務建設産業副委員長
② 一般乗合旅客自動車 運送業者	千曲バス株式会社
③ その他の一般旅客自 動車運送事業者及び その組織する団体	県バス協会、県タクシー協会
④ 地方運輸局	北陸信越運輸局、長野運輸支局
⑤ 管轄警察署	上田警察署
⑥ 関係都道府県	上田地域振興局、県企画振興部交通政策課
⑦ 村関係	青木保育園、青木小学校、青木中学校、村教育長、村会計管理者、 村建設農林課、村商工観光移住課、村住民福祉課
⑧ その他協議会が必要 と認める者	村商工会、村旅館組合